令和3年度 東京都税制調査会第4回小委員会

令和3年9月24日(金)10:00~11:58 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21(オンライン開催)

【三浦税制調査担当部長】 それでは、先生方にお集まりいただきましたので、これから始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これから、令和3年度第4回小委員会を開催させていただきます。

今回の小委員会につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、オンライン開催とさせていただいております。

本日は、既にお送りしております答申の素案を御参照いただきながら御審議をいただければと存じます。なお、本日は野口委員が所用のため欠席されておりますことを報告申し上げます。

それでは、今後の進行につきましては、諸富小委員長にお願いしたいと存じます。

諸富小委員長、よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 皆様、おはようございます。

今から議事に入らせていただきます。

本日は、令和3年度東京都税制調査会答申(素案)について審議をいただきます。

事務局から、答申(素案)の構成や特徴について説明いただいた後に、全体を3つに区分して、それぞれ事務局の説明の後に審議という手順で進めていきたいと思います。

それでは、初めに事務局から、答申(素案)の構成と特徴、I「税制改革の視点」について説明をお願いいたします。

【松﨑税制調査課長】 それでは、令和3年度東京都税制調査会答申(素案)の説明に移りたいと思います。

まず、本答申につきましては2部構成となっております。第1部が「税制改革の視点」、第2部が「税制改革の方向性」となっております。

まず、I 「税制改革の視点」のほうを御説明させていただきます。答申(素案)の1ページ目を御覧ください。

説明に当たりましては、各ページの青い線で囲みました本文の要約文、サマリーを読み上げる形で御説明いたします。

それでは、「I 税制改革の視点」、「1 基本的視点」、「(1) 少子高齢者・人口減少社会」のサマリーとなります。

我が国は、超高齢社会の真っただ中にあり、急速に高齢化が進む

社会保障給付費が増加し、その財源として公費負担が行われるが、その多くは公債依存を通して将来 世代に負担を先送りしており、国・地方の財政状況や社会保障制度の持続可能性からみても問題

税と社会保険料を合わせた負担のあり方、世代間における負担の公平性などについて、総合的に検討するべき

としております。

続いて、「(2)地方分権改革の推進」に移ります。

地方自治体は、豊かな社会の実現に向け、重要な役割を果たしており、コロナ禍においても、住民サ

ービスの最前線で奮闘してきた

地域の課題に自主的に取り組めるよう、役割と権限に見合った財源を確保することが必要であり、税 制改革はこれを促進するものでなければならない

としております。

続いて、「(3)財政の持続可能性の確保」に移ります。

財政再建は我が国にとって避けては通れない課題。行政サービスのための財源を安定的に確保する上で、給付と負担の適正化を図ることが不可欠

国及び地方自治体は、納税者たる国民・住民に真摯に向き合い、増大する社会保障関係経費に係る負担など、喫緊の課題について丁寧に説明し、国民の公平感を高める努力が必要としております。

続いて、「(4)地方税体系あり方」に移ります。

国と地方の税財源を役割分担に見合った形に見直し、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するべき

所得循環の生産、分配、支出という三つの課税ポイントでバランス良く課税するとともに、所得・消費課税と資産課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系とすることが重要

地方財政調整は、財政力の弱い地方自治体に住む人々も、一定水準の行政サービスを受けることができるよう、国の責任において必要な財源を保障するものであり、地域社会の安定を図る上で必要不可欠としております。

続いて、「2 時代の変化に対応した視点」に移ります。

「(1)新型コロナウイルス感染症による経済・社会への影響」

新型コロナウイルス感染症による影響は長期化かつ深刻化しており、医療提供体制をひっ迫させている

外出や移動の自粛とそれに伴う社会経済活動の制限の結果、都内をはじめ全国の飲食店、宿泊業、娯楽行等を中心に、企業業績に深刻な影響を与えることになったほか、個人の所得等にも影響が出た

デジタル技術の活用等により、これまでとは異なる新しい生活様式の普及が急速に進んだ としております。

続いて、「(2)所得格差に対応した税制」に移ります。

所得格差の拡大は社会経済の活力と安定を阻害しかねない問題であり、解決に向けて社会保障、教育、 労働政策などの総合的な取組が必要。これらの取組に必要な歳出面の充実と併せ、税制においても所得 再分配機能を適切に発揮することが求められる

としております。

続きまして、「(3)税制のグリーン化」でございます。

欧州を中心に「グリーンリカバリー」の流れが生まれ、世界中で脱炭素化に向けた動きが加速 国及び都は、温室効果ガス排出量の削減目標等を相次いで表明

都内全体の温室効果ガス排出量のうち、約3割を占めている家庭部門の取組を進めるため、住宅の脱 炭素化を追求することが欠かせない

環境重視の社会経済を構築していくためには、公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める、環境 負荷をコスト化しその抑制を図るなど、税制の一つの基軸に「環境」を据えることが必要 としております。

「(4)デジタル経済の進展と税制」に移ります。

現在の国際課税原則では、国境を超えるデジタル取引に対応できず、その修正が迫られている 2021年7月、国際課税に関する最新のOECD案に対し、130か国・地域が大枠合意に至った としております。

続いて、「(5)税務行政のデジタル化」でございます。

税務行政を取り巻く社会経済環境はこれまでになく複雑化・困難化しており、限られた人材を新たな 対応や集中的な取組が必要な分野に重点的に配置することで、専門性を維持・向上させていくことが必 要

国の「デジタルガバメント実行計画」では、税務を含む17分野について、2025年度までに行政 手続のデジタル基盤を整備していくとしている

都(主税局)は、納税者へのクオリティオブサービス(QOS)向上や税務行政の構造改革を目指すため、納税のキャッシュレス化やAIチャットボットによる相談など税務事務のデジタル化を推進としております。

Iの「税制改革の視点」については以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見をいただきたいと思います。御意見のある委員は画面に 向かって手を挙げていただければと思います。画面に映っていない委員は御発声をお願いいたします。 では、佐藤委員、よろしくお願いします。

【佐藤委員】 よろしくお願いします。要領よくまとめていただきましてありがとうございます。 全体について2点ほど。

1つは最初のほう、財政の持続可能性の話、それから今後社会保障の財源が必要だという趣旨の御説明があったと思います。そうであれば、コロナの収束を見据えての話になりますけれども、新規の財源確保のため、具体的には消費税の増税だと思うのですけれども、そういう増税に向けて国と地方と共同で責任を果たしていくということが、1の「(3)財政の持続可能性の確保」の辺りについて、もちろん国民に丁寧に説明するのは前提ですけれども、述べておいたほうがいいのかなという気がします。増税責任を国ばかりに押しつけないでという話です。

それから、これはここなのかどうか分からないのですけれども、先ほど税務の国際化、複雑化という話が出ていたと思うのです。これから税務職員の人材確保というか人員の確保も難しくなってくることを考えると、これは事前の打合せでも申し上げたのですが、税制の簡素化という視点がもう少しあっていいと思うのですね。

新しい課題が出るたびに、例えば今回も炭素税とかの議論、あるいはデジタル課税の議論がありますけれども、新しい議論、ニーズが出るたびに制度がどんどん複雑になっていくのがこの税制のおかしなところで、役割を終えた租税特別措置もあれば、簡素にできるところもあります。所得控除の仕組みや車体課税もそうですが、もう少し簡素化という視点があっていいのではないかなという気はしました。

取りあえず気がついたところは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、金井委員と土居委員が挙がっています。

では、金井委員からお先に御発言いただけますでしょうか。

【金井委員】 金井です。

実は、事前の打合せで、森林環境税について触れたほうがいいのではないかと申し上げたところ、今期 には議論をしていなかったという御指摘もいただいたのです。ということで、遅ればせながら話題提供を させていただければと思います。

全体の視点のところにいずれも非常に関わるのです。一つは少子高齢、人口減少が自治体に与える影響というのは、いわゆる都市で言うとスポンジ化と言われるような現象で、土地や建物に対する人間の管理活動が非常に低下して、全国的に様々な問題をはらんでいる。農山村で言えば森林の放置であるとか耕作放棄地、都市部で言えば管理不全マンションとか空き家・空き店舗という問題で、地域によって現れ方が違うのですけれども、少子高齢化や人口減少は、単に社会保障だけではなくて、土地とか、まちのあり方とか、空間のあり方に非常に影響があるので、この点は(1)の視点という意味では自治体としてはぜひ触れておくべきかと思います。

森林に関して森林管理という制度が導入されて、その財源保障として森林環境税が導入されたわけです。 そういう意味で佐藤先生がおっしゃるように、一種の増税ですよね。きちんとお金を取れるところで取らなきゃいけないのだということの一種の実現です。(2)の観点から言うと、いわば住民税の均等割への国税付加税的な集権的制度で、それを譲与税で配る。しかも、増税する前に先に配るという朝三暮四的な仕組みなのですよね。非常によろしくないなと。先にお金を食わせておいて後から増税する、それを国税で行うという、(2)の観点にも非常に影響するような税が導入されたというのは、やはり分権の観点から触れておいたほうがいいかなと。

(3) の財政の持続可能性については、増税しなければならないという場合に何で増税するのかというのはあって、消費税が筋ではないかというところです。なぜか住民税均等割付加税のようなものを行われてしまった。これはかなり問題のある増税の方法だったのではないか。それは(4)の「地方税体系のあり方」に影響するのですけれども、要するに、人頭税という逆進的な増税をしたというのはかなり深刻な問題ではないか。これは格差拡大にも影響しますし、フェアネスという観点から問題があるという意味で、全ての論点にわたるような問題が行われていて、東京都はあまり森林に関心がないから今回は触れなかったのかもしれませんが、東京都にも森林は少しある。

さらに、名目は森林環境ということで、一見するとグリーン的な、森林を保全するのだからいいことじゃないかみたいな時代の風潮に乗りながら行われているということです。全ての論点にわたって非常に重要なものが、あまり世間に知られないうちに導入されて、知ってはいるのですけれども、都税調で論じないまま、あるいは無言のまま追認していいのかなというのは、若干心配がありますので、総論の全ての観点に影響しつつ、具体的な問題として、やはり少し問題提起はしていただければなというのが私の希望であります。

ただ、事務局としてのご指摘の通り、今期議論していないじゃないかと言われれば、それはそのとおりで、議論もしいないのに答申に載せるのはおかしいということで、遅ればせながら、少しこれは触れたほうがいいのではないかと思って発言させていただきました。

以上です。失礼いたしました。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 土居でございます。

お二方の意見にまつわる部分に関してのコメントになるのですけれども、まず、佐藤委員がおっしゃっていた、国だけではなくて、地方も税負担の増加に対して責任の一端を負うべきだという点は私も全く賛成です。そういうことを何らか明記していただけるといいなと思います。もちろん修文案みたいなものは手元には用意しておりませんけれども、特に消費税に関して強く明記していただくことが重要かと思います。

もう一つは、金井委員がおっしゃることは私も一部賛成です。この後出てくる地方法人税とか、法人課税で事実上の国税化をしているという、地方税であった税源が国税化して、さらには事業税については譲与税化しているというところは全く同じプロセスです。なので、確かに森林環境税そのものは、この局面では税制調査会では議論していませんけれども、例示でもいいと思います。今、俎上に乗っているパートではありませんが、後ろのパートで、法人課税に関するところに似たようなことが森林環境税でも起きている、徴税事務を地方自治体に任せておきながら国税化して、そして譲与税で配るということを、あらかじめ深く議論することなく他の税にも同様の仕組みを入れることは許されないということは、深く議論はしていないかもしれないけれども、例示という形で仕組みの上では森林環境税も同様だということぐらいは触れてもおかしくないのではないかと思います。そこは金井委員がおっしゃっているところは私もその意味では賛同しております。

ただ、個人住民税の均等割に対する課税は確かに逆進的ではあるのですが、いわゆる自治会費的な意味では、個人が、しかも数千円というごく少額のものですから、逆進性に目くじらを立てるほど逆進的ではないと思います。性質的にはもちろん逆進的ですけれども。

東京は少し違いますけれども、全国的に見ると、1億2000万人いる割には6000万人しか均等割りを納税していないわけですよね。ですから、非課税限度額以下の人はもちろん払っていないわけです。むしろもう少し本当は払っていただかないと、自治会費的な性質が発揮できないということなので、逆進的と言うならば、本当に今の非課税限度額以下の人にまで均等割を課税しているという実情があるならば確かにそうなのですけれども、実際はネーションワイドに見ると半分の国民しか均等割は払っていないという実情があります。なので、均等割は均等割の役割として、私は引き続きこの個人住民税の中には有意義なものがあると思っております。そういう意味では、むしろ必要に応じて均等割を活用しながら東京都も財源を確保していくということがあってもいいかと。

ただ、森林環境税はそうではないわけです。復興財源の名目で臨時的に上げたのを、時限が切れるのを延長するかのごとく、森林環境税と名前を変えてほぼ恒久化しているみたいなところがあるので、それは、いきさつという意味では、先ほど申し上げたように金井委員と意見は同じで、それを他の税にまで援用することのないようにということは法人課税のところで併せて言及できると思いますけれども、個人住民税の位置づけとして均等割を適切に活用するということは、今後の税制のあり方としてあっていいのではないかと思います。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、高端委員、どうぞお願いします。

【高端委員】 事務局に御説明いただいた「基本的視点」の部で、今の委員の皆様と違って、小さい話だけですけれども、気づいたことを幾つかお話しさせてください。

1つ目が1ページ目の下から2ポツ目で、これは本当に本筋ではないのですが、「これに伴い」で始まるところの2文目で、「公費負担は消費税だけでは賄えず」という表現があるのですが、これはさらっと読むとあまり違和感がないかもしれませんけれども、そもそも社会保障の公費負担を消費税だけで賄うことは御存じのとおり予定されていないわけです。消費税の使途を社会保障に充てるということは言われているけれども、消費税だけで賄うことは当然予定されていないので、ここはこういう言い方でないほうが違和感はないのかなと少し思いました。

次に、3ページ目の本文の2ポツ目の「これまでの塁次にわたる」の「塁」が誤植ですという指摘です。 野球のベースの「塁」になってしまっているということです。

その次の4ページになりますが、最後のポツの3行目辺りです。地方自治体にはどういう取組が求めら

れているかという話で、「女性・高齢者・外国人をはじめ多様な人材がいきいきと働き活躍できる環境の整備」と特定されているわけですね。これも違和感レベルの話なのですが、女性・高齢者・外国人をはじめとする多様な人材が生き生きと働き活躍できる環境を整備することだけが本当に重要なのかと。

つまり、例えば特に外国人に関して言えば、日本の場合は統合なき移民受入れが、国際比較で見てもそっちに傾斜しているわけで、働かせるのには一生懸命やっているけれども、外国人労働者本人及びその家族も含めたいろいろな面での社会的包摂のための様々な取組が著しく遅れています。つまり、生き生きと働ける環境だけではなくて、女性・高齢者も含めてですけれども、働くという面だけではなくて、多様な人材が尊厳を持って生活できる環境を整備するということも同様あるいはそれ以上に重要な課題だと思うので、働くという面だけ強調されている感じが私にはしました。

これも瑣末な話ですけれども、7ページ目の「地方財政調整の意義」の1ポツ目で、文末が「偏在性が小さく安定的な税体系を構築してもなお、必要な行政サービスを行うのに十分な歳入を確保できない地方自治体が存在する」と書いてあって、これは全然間違いではないのですけれども、これは市民の皆さんに読んでいただくことも当然想定した文章ですけれども、あまり予備知識がないと、この書き方だと、そういう税体系を構築しても十分な歳入を確保できない地方自治体がわずかながら存在するかのような読み方をされる可能性が高い気がするのです。事実としては多数存在するわけなので、「多く存在する」とか「多い」という表現のほうが実態に合っているかなと思います。

最後、11ページについて申し上げておきます。これも本筋とは言えないので申し訳ないのですけれども、11ページ目の本文の2ポツ目です。「なかでも、若年層と高齢者層との世代間格差が顕著であり」と書いてあるのです。ここで、何の世代間格差が顕著であるかは、その次の行以下を読むと、所得再分配効果の効き方に世代間格差が著しくあるということは分かるのですけれども、「世代間格差が顕著であり」という言葉が2行目以下より先に出ていますよね。そのときに、所得再分配効果の効き方には、ここに書いてあるとおり非常に大きな格差があるわけですけれども、例えば若年層か高齢者層かによらず、例えば前段のところの貧困率を見れば、OECD平均よりはるかに高い。つまり、世代によらず生活実態は厳しいのが事実なので、ここは何の世代間格差か、つまり2行目以降で言っている所得再分配効果の効き方は世代間の格差が顕著だというふうに書いたほうがいいと私は思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

工藤委員、先にどうぞ。

【工藤委員】 ありがとうございます。

まず、2点は、既に各委員から出ている中で金井委員がおっしゃっていた、1ページ目だと思いますが、 少子高齢・人口減少社会の影響ということについては、私も地方自治体あるいは東京都に特徴的な問題点、 課題というのは、先ほど金井委員がおっしゃったとおりで、これはもし可能であれば少し触れていただい たほうがいいのではないかと私も思いました。

2点目は、佐藤委員が冒頭でおっしゃっていた税の簡素化。こちらも、私も一読したときにあったほうがいいのかなと思いました。どこに入れるかというのは若干難しいと思うのですが、税務のデジタル化のところにするのか、あるいはそうでないのかという辺りは悩みます。どこがベストなのかというのは、私自身は分からないのですけれども、御検討いただければというのが、今までほかの委員からも出ている点で賛同するものです。

それから、少し細かい話になりまして恐縮ですが、3点目は5ページになります。公平感というところ

があったかと思うのですが、黒ポツの2つ目の最後の行、「国民の公平感を高める努力」。これは公平感なのかどうかというと、個人的にはすっと落ちなかったところで、むしろここでは透明性を高めて税に関する理解を深めていただくことだと思うのです。1行目には明確に書いてありますので、この「公平感」という言葉に違和感が若干ありました。では、何がいいのかと言われると分からないのですが、御検討いただけるといいかなと思った点であります。

4点目は、8ページの新型コロナウイルスの影響というところですが、これは今の段階での話になっておりますが、日本ではまだあまり議論されていないものの、今やっと少し議論されてきたのかなというのが、いわゆる新型コロナウイルスの後遺症問題です。各国でも後遺症が医療負担に今後長期間にわたって与える影響、例えば新型コロナウイルスを克服されたとしても、特に若い方が後遺症を長きにわたって発症した場合の医療への負担、それから労働市場に対する影響なども議論されているところです。日本でもやっと議論されてきているので、これは現在というより今後の経済・社会への影響という意味では確実にある点でして、一言でも構わないと思うのですが、自治体の医療体制や労働市場問題という意味では、あるいは働き方の問題もございますので、少し触れたほうがいいのではないかと感じました。

あと2つは、これも瑣末なことで恐縮ですが、10ページの最後のポイントにギグ・ワーカーの話が出ているかと思います。これは確かに背景としては増えましたというだけでいいのですが、御案内のように、委員会の中でも少し議論があったかと記憶しております。ギグ・ワーカーの働き方の問題というのは、税制の問題にも長期的には影響してくる話なので、「新しい働き方に従事する人も増えてきた」で終わっていいのか。少し尻切れとんぼ的な感じがいたしました。特に最後の黒ポツだからということもあるのかもしれませんけれども、ここは書きぶりを御検討いただければと思います。

最後、13ページになります。13ページにも「公平の観点」という言葉があって、私は「公平の観点」に今回引っかかったところが多いのですが、「公平の観点」という言葉が多いということもあると思うのですけれども、ここでは黒ポツの4つ目、「公平の観点から環境負荷に応じて負担を求める」ということですが、これは環境負荷の負担を適正に負担していただくという話で、必ずしも公平の観点からなのかなというのが若干引っかかりましたので、こちらも何がいいかというと、ぱっといい回答が出ないのですけれども、御検討いただければと思います。

瑣末な話も多くて恐縮ですが、以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

そうしましたら、佐藤委員、お待たせしました。

【佐藤委員】 お時間もあれなので簡潔に。

今、工藤委員からあったギグ・ワーカーと税制との関係ですが、あえて入れるとすれば、それは所得税の中での扱いです。例えばサラリーマンは給与所得控除がもらえますけれども、ギグ・ワーカーはもらえません。その辺り、所得税の中で控除のあり方はギグ・ワーカーとサラリーマンと公平でなければいけないのではないか、という論点はあるかなと思いました。

それから、先ほどあった簡素化の話ですけれども、基本的には税務は標準化。そうしないと、デジタル化できないからです。それから、税制は簡素化という整理でいいのかなという気がします。どこに入れるかは、入れるか入れないかも含めてお任せします。

さっき金井委員から御指摘のあった森林環境税絡みですけれども、特にこれから重要になると思うのは、 税制の分割は避けたほうがいいということです。それは後で出てくる環境税もそうなのですけれども、ど うしても今、霞が関も、国際観光旅客税なんかもそうですが、自分たちのポケットが欲しくて、目的税と いう名の下に税制を分割する傾向があると思うのです。例えば森林環境税は農林水産省のポケットだし、 国際観光旅客税は観光庁のポケットになっているし、地球温暖化対策税は環境省と経産省のお小遣いになっているわけです。目的税という名の下に税制を分割させるということは本来あってはいけなくて、税制というのは基本的には一般財源を充当するもの、これが原則だと思うのです。原則と例外はきちんと識別したほうがいいのかなということです。

その辺、もし森林環境税にどこかで言及いただけるのであれば、地方分権との関係だけではなく、税制というのは本来一般財源を充当するものである。その辺りについても一言あってもいいのかなと思います。 最後の判断はお任せします。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、今、宮本委員、沼尾委員が手を挙げられています。ここでこのパートについては一旦発言を締め 切らせていただきまして、また御発言のある方は、次のパートに進んでいくときに時間の余裕があったと き、また戻っていただければと思います。

宮本委員、どうぞ。

【宮本委員】 事務局におかれては大変丁寧におまとめいただき、ありがとうございました。

私、この後、大学の会議で早めに退室しなければいけないので、迷ったのですけれども、ここでお話を させていただきたいと思います。

事務局が御苦労されているのは、一つはこの報告書がこれまでになく都政が大きな注目を浴びている中で打ち出されるということもあろうかと思っております。公衆衛生とか保健所はもちろんのこと、雇用調整助成金、あるいは生活福祉資金、こうした言葉がここまで人口に膾炙するということは想定外だったと思うのです。逆に言うならば、こうした注目というか、課税を、これまで委員の方々がおっしゃっていた、適切かつ納得感の高い負担にどう結びつけていくのかということが非常に問われている。

同時に、その分、庁内の調整もいろいろ必要だということで、迂闊に書けないところはあろうかと思いますけれども、テクニカルな負担のあり方だけではなくて、先ほど申し上げたとおり、適切で納得度の高い負担ができる条件をどうきちっと提言できるかということも税調の大事な役割なのかなと思っております。

前置きが長くなってしまいましたけれども、大きく2点であります。1つ目は「基本的視点」の(1)の辺りで、少子高齢化ですけれども、ここが高齢化で負担が大変だという話だけになってしまっているところがあろうかと思います。全世代型社会保障という言葉もあります。これは私、何度も提起してきたのですけれども、今、残念ながら使われ方が変わって、特に経産省が「明るい社会保障改革」という話を始めてからややトーンが変わってしまって、ともかく高齢化は大変なので、高齢者にかかるお金をどう減らすかという話ばかりになってしまっているのです。やはり本筋は、育児支援等、現役世代が力を発揮する条件をどれだけ盛り立てるかということであるわけで、まさに地方自治体はその現場になっていくわけです。その辺りをもう少し何か書き込んでいただくと、元気が出る書き方になるかなと思っています。

それに関連してやや細かいところですけれども、12ページに生活保護の話が出ていたかなと思います。「所得格差に対応した税制」のところで、「生活保護に頼らざるを得ない生活困窮者の存在も、所得格差拡大の一因である」、ここは少し意味が分からなくなっていて、生活保護受給者が増えてしまっていることが格差拡大ということではないと思うのです。それが証拠に、その後、保護受給者がそもそも働くことが困難な人たちなのかということが書いてあるわけであります。この辺りは、最近の総裁選絡みの議論なんかでは、いいか悪いかは別にして、最低保障年金等でないと生活保護はパンクするという話も出てきているわけですけれども、ここを少し分かりやすく書いていただければなと思います。

要するに、生活保護受給者が増大していて生活保護に頼り切れない状況がありまして、現に受給者が増えていないわけであります。そうであるから生活福祉資金なんかが急増しているわけでありますので、この辺りは誤解のない書き方をしていただければなと思っております。

もう一つの論点は、納税者、都民が何より大きな関心を持っている保健所絡みで、これは新型コロナウイルス対策のところです。94年の地域保健法改正以後、保健所は一般財源になって、ともかく住民の負担で動いているわけです。にもかかわらず、同時に、特別区などは分かりやすいところがあるかもしれませんけれども、一般的に言うならば、第二次医療圏に属することになって、かつて東京都では公衆衛生4原則といって、保健所は住民の自発性に基づくという原則を入れていたのですけれども、その後、そこから乖離してしまっているのですね。第二次医療圏で、例えばベッド数の指定にしても、むしろ納税者の声は届かないで、横から、例えば経済財政諮問会議なんかの注文が入ってベッド数を減らして、それが地域保健計画、これは介護サービスと一体化して都がつくっていくわけですけれども、そこに反映されるということです。要するに、一般財源化して都民の負担になっていったのだけれども、それにもかかわらず声が通りにくくなってしまっているということです。

今まさにコロナ禍は簡単に収束しない、数年続くだろうという流れの中で、いかに都民の能動的な協力が必要かというところですけれども、逆に客体化されてきてしまったという現実ですね。お客さんにされてきてしまった。負担はするけれども、お客さんになっている。この距離感を何とかしていくことは、都税の観点からも非常に重要だと思っております。

具体的に修文の案があるわけではないのですけれども、少し書きぶりのところで念頭に置いていただくと、繰り返しになりますが、都民が最も強い関心を持っている問題として一つの帆になっていって、納得感のある負担に導く帆になっていくのかなと思います。

すみません。長くなりました。以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、沼尾委員、よろしくお願いします。

【沼尾委員】 ありがとうございます。

このたび事務局のほうで丁寧にまとめてくださってありがとうございます。

2点申し上げたいと思います。

1つ目は、13ページからの「税制のグリーン化」のところです。最初の要約のところでも、3つ目のポツで、「家庭部門の取組を進めるため、住宅の脱炭素化を追求することが」と掲げられていて、後ろの15、16ページ辺りのところでも、新築戸建て住宅の太陽光発電の話にも踏み込んでおられます。確かに、家庭部門というところにフォーカスした場合にまず住宅というところに目が行く。あるいは、この後の固定資産税との兼ね合いで見たときに住宅という話になるというのも理解はできるのですが、もう一方で、例えば先ほど金井委員が森林環境税の話をされましたけれども、脱炭素化に向けたまちというものをどう考えていくかというとき、緑化の問題、あとは人々の暮らし方の問題ですよね。

そう考えると、例えば家庭部門においても、住宅のほかに当然家電の買替えの話だとか、徒歩で移動しやすい街にするとか、そういうトータルな暮らし方とか、まちとか、緑化ということを考えたときに、住宅の脱炭素化、新築住宅というところにフォーカスしたグリーン化というストーリーだけでいいのかどうかというところが大変気にかかりました。ぜひ、その辺りをもう少し幅広に書いていただければなと思います。例えば、最初の要約であれば、「住宅等の脱炭素化」という書き方になるのかもしれないですし、もう少し検討いただければと思いました。

2点目ですけれども、19ページの「税務行政のデジタル化」のところです。ここに書かれていること

は、デジタル化を通じて税務行政の利便性とか効率性が図られるということがフォーカスされているのですけれども、前回、私は欠席したので議論があったかどうか確認できていないのですが、例えば今後、税務部門と社会保障部門の間のデータ共有の問題とか、あるいは租税特別措置が本当に有効なのかどうかということを含めた税制のあり方を検討するときに、行政が保有する様々なデータがどのように活用できるのかという視点、そういったところについてももう少し触れておいていいのではないかと思いました。

特に、データ共有の話は、税の情報をどこまで他の部局が活用できるかということで従前から課題となっているところなので、そういったことを今後考えていく必要があるというところがもう少し加筆されていいのではないかという印象を持ちました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

そうしましたら、これまでの部分については一旦議論をここで締め切らせていただきまして、次へ参りたいと思います。

次に、事務局から、「II 税制改革の方向性」の1、真の地方自治の確立に向けて直面する税制上の課題について説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、ただいまより説明させていただきますが、前回、事前説明の際にそれぞれ皆様にサマリーの部分は一通り読み上げさせていただいております。そのため、今回はそれ以降に各委員の皆様からいただいた御意見に基づいた主な変更点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

まず、21ページから行きたいと思います。「地方法人課税の意義」となっております。アにつきましては、実はサマリーの3つ目に、本文中の文章でありました「法人に課税することにより、域外から通勤する従業者等に対して間接的に負担を求めることができる」、この文章を追加させていただいております。

23ページ、「地方法人課税の偏在是正措置」になります。こちらについては、前回直前に皆様にお送りしたもので修正が追いついていなかったところですが、2つ目のポツのところにありますけれども、こちらの文章が過去の偏在是正措置を容認するように読めるといった御指摘もありまして、サマリーの2つ目と、本文で言うと25ページの最後の部分になるのですけれども、「今後そのような偏在是正措置を新たに行うべきではない」というところを「そのような偏在是正措置を行うべきではない」という表現に変更させていただいてございます。

26ページ、「分割基準のあり方」となります。本文27ページの最後のパラグラフ中に、「例えば分割基準に資産価値や人件費などを用いてはどうかとの意見があった」ということで、「人件費」の後に「など」を追加させていただいております。

29ページ、「法人事業税の外形標準課税」です。こちらは特に変更はしておりません。

31ページ、「(2)消費課税」の「地方消費税の意義」のところでございます。まず、アにつきましてはより簡潔な文章とするということもありまして、従前、イで消費税の逆進性への対策というのを入れていたのですけれども、そちらをアに統合させていただいて少し簡潔にさせていただいてございます。

33ページ、イの「地方消費税の清算基準」ですが、これは従前のウからイへの変更ということで、内容は特に変更してございません。

35ページ、「(3)個人所得課税」です。アとして「個人住民税の現年課税化」のところです。青で囲ったサマリーの中で、同じ所得に対してという文章があったのですけれども、何と何が同じか、そこが明確でなかったことがありまして、修正をさせていただいております。36ページの本文も含めて、サマリーのポツの1つ目の文章を修正させていただいてございます。

- 38ページの「給付付き税額控除」につきましては、特に変更はございません。
- 39ページの「金融所得税制」につきましても、サマリー中の余分な修飾は一部削除しておりますが、 内容、本文に変更はございません。
 - 42ページ、「私的年金制度に関する税制」のところも特に変更はございません。
- 4.4ページ、「ふるさと納税」です。こちらも、サマリー中に不足していた文言を一部追加しましたけれども、内容、本文に特に変更はございません。
- 47ページ、「個人事業税」です。こちらも、サマリー中の言いぶりを少し変えただけで、内容、本文 に特に変更はございません。
- 49ページ、「(4)都の重要施策を支える税制の役割」につきまして、こちらも特に変更はございません。
- 51ページの「(5)地方財政調整制度」ですけれども、まず、表題を「地方財政調整」から、「制度入れて「地方財政調整制度」とさせていただいております。あと、御指摘がありました、令和元年度の10月の消費税引上げに伴いまして交付税原資がある程度増えてはいるのですけれども、それでもなお法定率の引上げなどを必要ということを示すために、最後のパラグラフを修正しまして、あと各パラグラフの配置の見直しなどを併せて実施しております。

併せてサマリーも変わっておりますので、修正後のサマリーの部分だけ読み上げさせていただきます。

平成元年10月の消費税率引上げにより、地方交付税の原資が増加したが、地方の財政需要や臨時財政対策債残高の現状を鑑みると、依然として十分ではないため、交付税原資となる国税の充実を図るとともに、地方交付税の法定率引上げ等を行うべき

このようにさせていただいております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、御意見をいただきたいと思います。御意見のある委員は、画面に向かって手を挙げていただければと思います。画面に映っていない場合は、御発声をお願いいたします。

では、佐藤委員からよろしくお願いします。

【佐藤委員】 よろしくお願いします。

では、まず2点ほど。

30ページのところの外形標準課税ですけれども、いろいろ読んでみると、結局どうするのという話になるような気がするのです。つまり、中小企業にまでどうやって広げていくのか、あるいは逆に広げていかないのかということについて、ああでもないこうでもないと言っている感があるかなという気がするのです。だからどうしろというわけではないのですけれども、仮に外形標準課税を中小企業に広げていくのであれば、さっき申し上げた簡素性の観点、それからもちろん中小企業の負担ということを考えると、付加価値はいいのですけれども、よく我々はキャッシュ・フロー課税とも言いますけれども、せめて人件費は引いた形で課税するとか、少し課税ベースの見直しそのものに踏み込まないと、今の課税ベースを前提にして外形標準課税を中小企業まで広げていくのは、中小企業の定義はどうであれ、かなり難しいかなと思うので、場合によっては課税ベースのあり方自体を見直す。もちろん付加価値は基準となります。あとはそこから人件費をどう扱うかの問題なので、課税ベースのあり方も考えたほうがいいのではないか。そういう意見がありましたぐらいのことは言及いただいていいかなと。

38ページ、これも事前打合せのときに申し上げたのですけれども、仮に給付付き税額控除であれ、あ

るいは先ほど沼尾委員からも御指摘がありましたけれども、社会保障と税の一体化を進める中においても、 情報連携はやはり必要なのですね。

そのとき、私、いろいろなところで仕事をしていると分かるのが、税務情報は原則ほかに使ってはいけないらしいのです。守秘義務があるので。この後、個人情報保護条例の問題だという指摘もありますので、税務情報の守秘義務というのをどこまで弾力的に考えることができるのか。あるいは、本人からきちんと合意さえ得られれば、それも毎月合意をもらうのではなくて、一括合意でもらえれば、その人に関わる給付についてはその人の税務情報が使えるとか、もし仮にこれに実効性を持たせようというのであれば、単に所得情報を正確に捕捉しても、それは税務情報である限りほかに使えないので、役所の中といいますか、都庁の中で社会保障と税の情報の連携ができるような体制を整える。具体的には、くどいようですが、例の守秘義務であるとか個人情報保護条例の扱い、あるいは解釈、そこに踏み込んで、利活用ができるような体制を整えるという、それがないとなかなか実効性を担保できないかなという気がします。

御案内のとおり、例えば自宅療養者の情報一個をとってみても、東京都と地元の市町村は全然協力できていないわけですからね。意外と個人情報が全く利活用できていないというのは、病院の間の連携もそうなのです。患者の情報はほかの病院で使ってはいけないとかいろいろあるので、それは非常に大きな問題だと思います。税制に限らず、東京都庁全体で取り組むべき課題かなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

工藤委員、どうぞ。

【工藤委員】 ありがとうございます。

2点ございます。

1つは、35ページになります。先ほど前半の指摘で沼尾委員がおっしゃっていたかと思うのですが、データの共有、今、佐藤委員もおっしゃっていたところになりますが、データの共有の重要性やデータの連携の重要性というのは確かにいろいろなところにかかってくるのですが、一つ具体的に書けるのは、現年課税化のところで、これはかなり重要な問題。つまり、先ほどの沼尾委員や今の佐藤委員の御指摘のように、税務情報をほかにということもあると思うのですけれども、逆に関連する情報を税務で寄せるという点でのデータ共有というのもあり得ると思いますので、ここは具体的にその辺りを書いていただいてもいいのかなと思いました。

もう一点が、47ページの「個人事業税」になります。これは先ほどギグ・ワーカーの話のところで少し議論があったところだと思うのですが、ここのところに逆に先ほどの問題意識、課題の整理と、そこからどうするのかというのが結びつくと分かりやすいのかなと思います。逆に、47ページ、48ページのところは、やや抽象的な書き方なのかなと思いました。なので、先ほどのところと少し結びつけられるようになると、論旨がはっきりするのではないかと思いました。

私からは以上2点です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、金井委員、高端委員の順番でお願いいたします。

金井委員、よろしくお願いします。

【金井委員】 ありがとうございます。

1点は、金融所得課税です。これは引き上げるというのは方向としては妥当だと思うのですけれども、 地方税の観点から、引き上げた場合に高額金融所得者のいる自治体は非常に有利になるだろうと普通に考 えると出てくるので、東京都としては引き上げて自分の懐に入れるつもりなのか、それとも財政調整に多少は差し出すつもりがあるのかというのは考えておかなければならない。あるいは、国と自治体の取り分ですね。金融所得課税全体を上げるとしても、国税だけを上げるとか、あるいは国税に上げた上で交付税にして回すとか、そこら辺の観点をどう考えるのかなというのは、やぶ蛇だから触れていないのかもしれないのですけれどもね。上げた分がそのまま東京都に来たら得じゃないかという話なのかもしれませんが、一応世の中に通用するためには、特に高額金融所得者は大都市や東京に多いだろうと想定すると、どうするのかなというのが一つあるかなと思います。

もう一つは現年課税の問題です。これは会議でも申しましたが、今の仕組みをそのままにやると、やた ら手続が厄介になって多分難しいのではないかなと。要するに、できないというふうになってしまうので はないかなという危惧はあります。

それから、現年課税は、要するに1月1日の決め方を1年間前倒すことになるということだと思うのです。そうすると、実質的には源泉徴収されている方は現年度の給料から現年度の住民税を天引きしてもらえば一番いいのです。けれども、給料天引き方式、源泉徴収方式でないと、結局、5月か6月に決まったものを翌年度に分割納税することは実際変わらないのです。そういう意味では、現年には所得があっても翌年には所得がなくなってから払うという事態は変わらないので、予定納税的なものを入れて稼いだ瞬間から取っていく。実は所得税も、申告納税の場合には、そうなっていないわけですよね。確定申告の後で、翌年になって決まってから翌年に払う。課税自体は現年所得に行っているにせよ、現実的には翌年に払っているわけです。

そういう意味では、予定納税とか源泉徴収的なものを増やしていかないと、本当の意味での現年課税にはならないのではないか。要するに、所得が発生していないときに課税されるというのは一番困るわけで、そういう意味では、現行の所得税だって、X年に儲かっていたとしても、次のX+1年には収入が激減していたとしても、現実に所得税を確定申告後に払うのはX+1年になってからですね。なので、現年といってもそんな大きな違いはあるのかと考えますと、実質的には源泉徴収または予定納税をどこまでやれるのか。それを現年度化して、現年度の所得の段階で払うというのが本当は一番ありがたいと思いますけれども、なかなかこれは難しいなという感想を持っています。

取りあえず以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、高端委員、よろしくお願いします。

【高端委員】 幾つか、瑣末な点もあれば、瑣末でない点もあるのですけれども、ページの順番に即して申し上げたいと思います。

まず1つ目が23ページで、これが最も瑣末なのですけれども、サマリーの1ポツ目の2行目に「受益と負担という地方税の重要な原則に反する」とあるのですけれども、これは受益と負担の対応という原則ということですよね。言葉が足りないのではないかということです。応益性ということですよね。それが1つ目です。

2つ目が49ページの一番下のところですけれども、政策税制の評価基準、こういう文章はこれまでの 都税調の答申にあったか、なかったか、私は定かではないのですが、いずれにしろこれは総務省の政策評価なんかでも使っている3つの観点だと思うのですが、②の説明が少し分かりにくいのではないかと思いました。②が、その税で措置すること、それ自体が手段として効果的かという話で、③が、他の支援措置 や規制等がある場合に、それでもなお税で措置することが妥当かということと、あとはそういうほかの措置との関係性がきちんと取れているかという話だと思いますが、その辺がこれを初めて読む方に伝わるか

なという懸念を持ちました。

次は、51ページのところで地方財政調整制度の話があります。地方財政調整制度の重要性というのはもちろん重要なわけですけれども、特に今回の答申の他の部分との関係で言うと、少なくとも私なんかは、いわゆる法人課税の偏在是正措置が相次いで取られていたり、あるいはふるさと納税みたいなものが出てきたり、あるいは先ほど金井委員から問題提起があったような森林環境税の導入みたいなことも含めて、かなりの部分は、地方財政調整制度がうまく機能していないからそういう動向が生まれてきてしまっているという面はあると思うのですね。その点、ほかの委員の皆様もおおむねそうだと思われるなら、もちろん全体のストーリーとの関係で、地方財政調整制度の議論のところに、そういう意味で偏在是正措置との話と関連づける形で地方財政調整制度の重要性というものを示してもいいのではないかと思いました。

最後です。これは瑣末な点ですが、同じ地方財政調整制度のところで、サマリーの最後のところで「地方交付税の法定率引上げ等を行うべき」と書いてあって、サマリーでは「等を行うべき」と言っているから、本文を読めばその「等」の中身が分かるのかなと思うと、この次のページの最後のところでやはり「法定率引上げ等を行うべきである」と。これは当然いろいろな議論がありますからはっきり書けないということだとは思いますが、「等」の使い方としてどうなのかな。言ってみれば、52ページの本文のところではもう「等」を取ったほうがまだ文章としては自然なのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、佐藤委員、よろしいですか。

【佐藤委員】 お時間もあるので、端的に3点ほど。

1つは、さっきの金融所得課税の強化ですけれども、あるべき方向として正しいと思うのですが、キャピタルゲインに関しては実現のタイミングというのは投資家の自由でもあります。時価評価課税というのを、今デリバティブで入れようという議論があるのですけれども、現年評価課税という方式も課税の仕方としてあるのかなと思いますので、少し考えてみていいのかなと。

金井委員から御指摘のあった現年課税の問題ですけれども、最後は国税と地方税と源泉徴収あるいは予定納税で一元的に取るというのが正しいやり方だと思います。これは実は徴税体制のあり方そのものに関わる話かなと思います。

最後に、地方交付税、財政調整ですけれども、法定率を上げるとなると単に国と地方の間のゼロサムゲームなので、さっきの消費税の話と同じで、やはり財源確保については地方も共同責任を持ってくれと。もし地方交付税を増やしたいのであれば、全体として増税をするであるとか、そういったところについて地方として共同の責任を持つというのはあっていいのではないかと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、土居委員、どうぞ。

【土居委員】 ありがとうございます。

先ほど金井委員がおっしゃった森林環境税云々という話、私も申し上げましたけれども、それにまつわるところが25ページの最後のポツのところ、「地方自治体の自主財源である地方税を縮小するものである」、そことこの次の文の間にその話を書いてはいかがかなと。つまり、「こうした手法は」ということになるわけですけれども、森林環境税でも同様の動きが見られたというようなことをこの辺りに記すことは考えられるのではないかと思います。

もう一つは地方財政調整制度のところですが、私は「地方交付税の法定率引上げ等」を本文でも要約で

もつけるべきだと思います。これは既に平成30年度の我々がまとめた都の税制調査会の答申で「等」がきちんと書いてあるわけで、それで合意しているということと、もう一つは、当然ながら法定率を引き上げる以外の方法もあるけれども、それは恐らく複雑な仕組みになる。それはなかなかここで全部列挙して本文に書くわけにもいかない。それこそ、地方財政計画ないしは地方財政対策と言ってもいいかもしれませんけれども、地方財政計画の各項目の計上、算定の仕方を改めるとか、そういうことも当然ながら考えられるわけなので、単純に法定率を上げさえすればそれでいいという話ではないと思います。だけども、地方財政計画ないしは地方財政対策上の歳出項目とか歳入の算定の仕方をどう改めるのかというのはここでは議論をしておりませんので、そこまで詳しく書く必要はないということになると、私が今申し上げたことも含み込んだ意味で「等」という表現で、要約も本文も引き続き「等」のままの形で答申を出していただきたい。それは平成30年度で既に我々が「等」という文言を入れて答申を出しているというところと平仄を合わせて、今回も「等」と入れるべきだと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

続きまして、関口委員、どうぞ。

【関口委員】 御説明いただいたときにも申し上げた点で直していただけたところもあると思うのですけれども、整合性がありますかというところで申し上げたのが53ページの辺りで、コロナの税収に関しての取扱いの一番下のポツの辺りです。方向性とか考え方に関しては合意をしているのですけれども、見出しのところでこの記述を書いて、ほかの記述との整合性が取れているかどうかというのがまだ気になっているのです。

それは、先ほど来、基本的には一般財源で賄いつつ、特別会計みたいなものは避けるべきだという発想のトーンでいろいろなところが書かれているという認識はあります。先ほどの森林環境税に関してもそういったトーンの話を進めているという理解ではあるのですけれども、ここの記述を読む限りは、特別会計化するものが永続的なものを想定しているのか、それとも臨時的なものを想定しているのか、若干揺れ動いているというか、まだ定まっていないような点があるのではないか。

さらに言うと、地方に配分する配分というのも、地方にその税収が帰属するという趣旨であれば、そういう発想の記述も見出しのところにあるというのは分かるのですが、見出しのところで「地方に交付金を配分することなど」という感じで書くと、それ自体、やり方を拘束するような気がするので、この辺は先ほどの法人関係の譲与税のところも似たようなものだと理解していますし、温対税の話も後ろのほうでやはり出てきていて、その使い勝手等の話に関しても、一般財源的なもので使い勝手がいいようなものというトーンで書かれているところを考えると、53ページの見出しのところでこれを正面立って具体的なものとして書いて大丈夫かなという気がする。

事務局の方が書き換えていただいて一般財源というところを強調していただいたというところは、理解はしているのですけれども、依然として記述自体は多分あまり変わっていないと思います。方向性としてはいいだろうとは思うのですが、あまり書き込み過ぎると後々整合性が取りづらくなるということがあるような領域だと思いますので、慎重な取扱いが必要ではないかなと思います。これが1つ目です。

2つ目は、33ページ、消費税の清算基準に関わる記述のところで、今示していただいているものですと2ポツのところです。報告書なので事実に基づいて冷静に書くことは大事だと思っているので、あえて正確性を期した記述にしたらいいのではないかということで申し上げると、これまでの清算基準は、一貫して、統計データを除外して、人口を引き上げてというふうに改正してきたがとなっているのですが、これは結果としてそうなっているものです。意図的にそうしているかどうかという観点で言うと、「清算基

準の制度本来の趣旨は」というところ、ここを意識して変えよう、最終消費地と税収の帰属地というのを合わせようという趣旨の下で改正したのだけれども、結果として統計データの割合が減ってしまっていて人口の割合が増えているという状況だと理解しているので、ここの記述はもう少し丁寧に、結果としてその方向で改正されてきたというのがあると思います。

さらに、それぞれの割合がどのような算定根拠に基づいて妥当と判断されてきたのかというのは、方向性としては統計のデータのほうを充実させようという形で話自身は進んできていて、ただし、その統計のデータのうちおかしいものを除くということをやった結果、統計データの割合が減っているということでもあるのです。

さらに、その統計データの中身という観点で言うと、これは従業員の基準のところが引き下げられた理由の一つになっているもので、経済センサスを導入するようにして、サービスのほうに関してはそちらの指標を拡充するという感じで、統計データの中でもサービスのデータのほうを、つまり経済センサスを使って広げてやった。その結果として従業員の割合が下がっている。そこを、統計のところと従業員数のところをいじって、さあどうですかと蓋を開いてみたら、全部人口に寄せるところが増えちゃっていますねと。

そんな流れなので、書きぶりとして一貫してやってきたというのが、意図的にやっているのかというと、どうもそうではないというのが一つであります。それぞれの増減の割合がどのような算定根拠に基づいて妥当と判断されたのかというところについては、分かっているものと分かっていないものがあって、最終的に人口の基準のところが大きくなっている、その割合が幾つになるのかというところは、今日のこの議論は、議事録は公開なのでしょうか、政治アリーナのほうで決めていると思うので、意図的に清算基準をこういうふうにいじっていると書いてしまうと、消費税に関する検討会の報告書とかでこういう考えでやったというふうに書いてあるところがありますので、記述を丁寧にしておいたほうがいいということです。

「清算基準の制度本来の趣旨は」と書いてある、この趣旨を目指してやっているのだけれども、結果として人口の基準が大きくなっている。それをもって統計の精緻化をきちっとしていくべきだという流れだと理解しているので、初めの出発点のところを間違った記述というか、正確性を欠いてしまうとまずいなと思います。これが2つ目です。

あとの話は瑣末と言えば瑣末な話で金融所得課税についての話は、先ほど来話が出ていると思うのですけれども、今回議論にはあまりなっていないと思いますが、金融所得課税の分離課税の税率は5%、15%という感じになっていると思うのですね。あの5%という割合が、どういう意識で5%、15%として設定されたのかという論点で見ると、あれは最低税率が、住民税が5%だった辺りを意識して5%だったということを耳にしたことがあります。

その観点からすると、もしかしたら、今回話には出ていないと思うのですが、5%、15%の比率をどうするのかという話もあるのかしれない。無論、金井先生が先ほどおっしゃったとおり、その比率を変えることで、国と地方という関係では地方のほうに税収は移転するわけですけれども、地域的なばらつきという意味ではばらつきが見えるので、その辺の話もこの辺の分離課税のところではあるのかなという気がいたします。

あとの2つは本当に瑣末というか、私もそう思うという論点で申し上げると、地方消費税についての記述が32ページのところにあって、これはやはり社会保障だけに充当するものではなくて、一般財源とすることが適当であるという記述があって、その記述を私は読んで、先ほど高端先生が公費の中で税のところが消費税だけしか書いていないというところと、整合性の観点で、あそこは消費税だけではなくて、税収という感じにしておいたほうがいいなと私も思っていたところなので、そこは賛同いたします。

最後は、分割基準に関してで、事務局の方からの御説明で、人件費などというところを入れていただいたということは理解いたしました。意識としては、これは簡素さとのトレードオフはあると思うのですけれども、今、従業員という数の基準で取り扱っている分割基準というものを金額の基準でやってみたらどうなのかという趣旨もあると思うので、金額基準などという書き方もあるのかなと。物量ではなくという意味なのですが、そういうふうに考えました。

長くなりましたが、以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

石田委員、お願いします。

【石田委員】 皆さんがもうおっしゃってくださっているので、もうそのとおりだと思っているのですが、金融所得課税のところで、表の下に「累進所得課税」という言葉が出てきたのですけれども、正しくないのではないか。「累進所得課税」という言葉はなくて、「総合所得課税」ではないか。39ページ、一番下の行に「5%から45%の7段階の税率が適用される累進所得課税」と。私は専門ではないから分からないのですが、普通は「総合所得課税」と言いませんか。「分離課税制度では」と出ていたとしたら、ここはこういう言い方でいいのでしょうか。先生方にお聞きします。

【佐藤委員】 制度的には総合課税ですね。

【石田委員】 くだらないことですけれども、少し思ったのでお聞きしました。

【吉村委員】 吉村です。私もその点で気になったのは、税率が金融所得に対し国税・地方税を合わせて20%と言っているのに、5%から45%のほうは地方税を除くのだなというのも少し気になりました。

【諸富小委員長】 御指摘、ありがとうございます。

今、お手を挙げていただいているのは土居委員、沼尾委員、高端委員でよろしいですかね。 では、高端委員、どうぞ。

【高端委員】 短く済ませます。

先ほどの52ページの「法定率引上げ等を行うべきである」という話で、認識としては土居委員がおっしゃることは私も全く共有しているのです。それでもなお、私は書きぶりの問題だと思うのですね。つまり、サマリーのほうでは「法定率引上げ等を行うべき」でいいのですけれども、52ページの末尾のほうでは、例えば法定率引上げを含めた交付税原資の確保策を取るべきだというように。

行政文書だと非常に都合よく「等」が頻発されるのですけれども、何か日本語的に私は違和感がなお残っているので、書き方を工夫していただいたらいいのかなと思いました。すみません。それだけです。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

では、土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 同じところですけれども、平成30年の答申では、法定率引上げ等を行うとともに地方の実態に見合った財政需要を地方財政計画に反映すべきであると書いてあるということなので、そちらに合わせるという手はあるのではないか。新しく文書を変えるというか、もちろんそこでも「等」を入れていただきたいのですけれども、平成30年の答申とスタンスが変わっていないということであれば、今画面共有しているところの末尾の文章として、平成30年度の答申の文章をそのまま採用するということでよろしいのではないかと思います。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございます。

あとは沼尾委員でしょうか。沼尾委員でこの部分については議論を終わりにしたいと思います。 では、沼尾委員、よろしくお願いします。

【沼尾委員】 ありがとうございます。

3点手短に申し上げます。

まず1点目が、先ほどの40ページ、41ページの金融所得課税のところで、関口委員、金井委員からも御意見が出ていたところだと思うのですけれども、過去の答申の際にも、地方税の配分5%というのを、今、個人住民税については、税率は比例10%なので、それにそろえて10%とする考え方があるのではないかということについて意見を記載していたと思うので、ずっと同じことばかり申し上げて恐縮ですけれども、もう少し具体的に踏み込んで書くという書き方もあるのではないかと思いました。

次に、58ページで、これはむしろ諸富先生が大変お詳しいと思うのですけれども、ここで「汚染者負担の原則」が出てきていて、確かに汚染者負担の原則なのですけれども、これは温室効果ガスの場合も「原因者負担」ではなくて「汚染者負担の原則」という表現を使うかどうかですね。むしろ「原因者負担」と言うほうが一般の方にはなじみやすいのではないかと思いました。

次に、64~65ページの先ほど申し上げた「住宅の脱炭素化促進のための税制」というところで、ここは事前のレクのときに本当に新築住宅だけでいいのかということもかなり申し上げて、かなり書きぶりを修正してくださっているのですけれども、他方で、例えば太陽光パネルを入れていくということを考えたときに、そのパネル自体、例えば20年たった後に廃棄されるということも含めて、ゼロエミ住宅というのをどう考えるのかというのは実は悩ましい問題だなと考えながら、ここは読ませていただきました。

第2回小委員会のときだったかと思いますが、工藤委員がイタリアのケースで、住宅の性能評価を新築に限らず制度化しているという事例を御紹介くださっていたと思うのですけれども、こういう住宅の脱炭素化ということを考えるための制度を、新築住宅の対応という現状で対応できることに留まらず、長期的な視点から考えていくという記述を加筆してもいいのではないかと思いました。

以上でございます。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

御指名があったので、グリーン税制の汚染者負担の原則の点だけ言いますと、沼尾さん御指摘のとおりで、CO2を汚染物質と呼ぶのは何となく不思議な感じがするのですが、実はアメリカだと大気浄化法の法律上の汚染物質としてCO2、温室効果ガスを位置づけるという判決が出ておりまして、アメリカの法体系上は汚染物質に並んでいるのですね。

ただ、一般には汚染者負担原則というよりも原因者負担原則のほうが何となく温室効果ガスについては 違和感がないかしれません。どちらでも入れ替え可能で使える状態ではあるのかなと思います。コメント ありがとうございました。

このセッションについては、お時間が参りましたので一旦打ち切らせていただいて、次のパートに移り たいと思います。

では、事務局から、「II 税制改革の方向性」の 2 、時代の変化に対応した税制度の課題について説明をお願いいたします。

【内田税制調査担当課長】 では、説明をさせていただきます。53ページを見ていきます。

「(1) コロナ禍に対応するための税制」。アとして「感染症対策のための将来の税制構築に向けて」というところでございます。

実は、これは先ほど関口先生のほうで御発言いただいたのですけれども、もともとこれは確かに関口先生の御指摘で、本文中の最後のパラグラフで「これらの税収は」というところがございまして、「適切な時期に特別会計化し」としていた部分を、ここでは特別会計と言っているのですけれども、例えば後で述べる環境関連税制のところでは、温対税について「税率の引上げに伴う増収分は一般財源とし」云々ということで、特別会計化を避けようとしているというところと矛盾するのではないかということで、それも

ありまして、サマリーの4つ目、一番下のポツにありますとおり、「新型コロナウイルス感染症及びその他の新興感染症対策費用として収支を明確にする観点から」というふうに、令和2年度の答申の文言がありましたが、これを追加しまして、このような目的、意図があるから特別会計化することを明確にさせていただいておりますが、まだ足りないのではないかという御指摘がありましたので、こちらは別途また検討していきたいと思います。

55ページ、「イ 一律給付と税による事後調整」のところでございますが、こちらについては特に前 回から変更はございません。

56ページ、「ウ 税務行政のデジタル化の推進」でございます。本文中、5つ目以下のパラグラフとして、令和元年度とか2年度答申の本文から3つのパラグラフを追加して内容を充実させていただいております。「また」以下のところです。

追加した最初の2つのパラグラフにつきましては、税務手続においては更なる簡素化・迅速化・統一化の取組が必要と。そのため、情報システムや様式・帳票の統一化・標準化などに当たっては、必要な財源を確保するとともに、業務プロセス自体を抜本的に見直す必要があるなどとしております。

一方で、最後のパラグラフでは、こうした取組が地方自治体の自主的・自立的な税務行政の運営や課税 自主権の発揮を阻害しないよう留意すること、各自治体が置かれた個別の状況を十分斟酌することという ことで、過度な標準化を戒めるというような内容になってございます。いずれも、先ほど言いましたとお り、令和元年度と2年度の答申のところから採用させていただいております。

58ページ、「(2)環境関連税制」で、アとして「税制のグリーン化に向けた取組」ということです。 こちらは、まだここでは修正はしていないのですが、「取組の意義」の2つ目のパラグラフにつきまして は、外部不経済の内部化と汚染者負担の原則の関係とか、税制のグリーン化と応益原則との関係などにつ いて、もう少し議論の余地があるのではないかという御指摘がありましたので、この後、もし御議論いた だけるのであればお願いしたいと思っております。

59ページ、イの「『地球温暖化対策のための税』の将来像」です。こちらはサマリー部分の修正を除きまして、特に大きな変更はございません。

64ページ、「住宅の脱炭素化促進のための税制」です。脱炭素化のために、これはまさに沼尾先生から先ほど御指摘いただきましたとおり、新築住宅に偏って促進するように誤解されるという御意見がありましたので、64ページの3つ目のパラグラフのように、文章をシンプルにして、サマリーも変更させていただいたところでございます。まだ足りない部分があるということでしたら、検討させていただきたいと思います。

66ページ、「自動車関連税制」のところでございますが、アの「自動車関連税の現状と課題」は特に変更しておりません。

72ページ、「自動車関連税の改革」ですが、こちらは文言修正した程度で、特に大きな変更はございません。

最後、77ページの「(4)デジタル経済に対応した税制」ですが、こちらも言いぶりを修正した程度で、大きな変更はございません。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御意見をいただきたいと思います。御意見のある委員は、画面 に向かって手を挙げていただければと思います。あるいは、御発声いただいても結構でございます。

では、土居委員、小林委員、佐藤委員の順番でお願いします。

土居委員、よろしくお願いします。

【土居委員】 ありがとうございます。

まず、最初の特別会計云々というところですけれども、これは国の特別会計ということを想定していると読めるわけですね。ただ、もう少し表現を追加しないとそう明確にはならないわけです。なぜならば、このサマリーでもいいのですけれども、サマリーの最後のポツの下から3行目、特例国債と明確に国であると書いてあります。これはあくまでも国の特別会計ということですから、先ほど来御意見がある点については、あくまでも国の特別会計で、特別会計という言葉が、平仄が合わない、そういうことを想起させるということであれば、要は区分経理ということである。さらには、区分経理する意味は、国においては60年償還ルールというルールがあるけれども、それよりも早く国債を償還することで世代間の受益と負担の格差を是正することができるということです。一般会計の国債のまま残しておくと、60年償還ルールとして緩やかにしか償還されないことになるという点が問題なので、それのためには一般会計から区分経理しないといけないということですので、それを特別会計と呼ぶのか、区分経理と呼ぶのか、それは技術的な話にすぎません。特別会計とするというほうが私はいいと思いますけれども、意図としては今申し上げたような意味なので、区分経理ができればそれでいいということであります。

ですので、事務局からも先ほど少し補足説明がありましたけれども、基本的には特別会計化するということの趣旨は残していただきたい。あくまでも、私が申し上げたようなそういう意味があるのでできるだけ世代間の格差をこれ以上広げないためにも、早期に感染症対策目的の特例公債を償還するために特別会計化するという意味であります。

もう一つは、住宅のところですけれども、確かに新築ばかりではいけないし、これから人口が減っていくのにそんなに新築住宅を促進するということでいいのかという点はまさにそのとおりだと思います。ただ、悩ましいのは中古の住宅でこれをどう評価するか、例えば固定資産税という話になったときに、環境性能の優れた住宅であることがよくよく近い将来認められて、中古住宅であるとしても税負担が減免されるとしても、それ以前に住んでおられた方は、本来環境性能が優れた住宅に住んでいたのだけれども、固定資産税の軽減措置を受けられてなかった、そういう時間的な不整合をどういうふうに考えるのかというところはなかなか悩ましいなと。私も今日結論を持っているわけではありませんけれども、少なくとも環境性能に優れている住宅ということを、今後中古住宅であるとしてもしっかり認定していく、そういう住宅であることを評価していくことは大切なのですけれども、こと固定資産税の課税という話になると、時間的な不整合をどう考えるのかというところは、何らかの割り切りとか調整が必要になってくるのかなと思います。 以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。 小林委員、先にお願いします。

【小林委員】 では、私から。

2つあるのですけれども、1つは58ページの原則等の問題で出していただくと、「取組の意義」の2ポツ目のところです。ここに、税制のグリーン化の意義と思われるもので、外部不経済の内部化、原因者負担ないし汚染者負担、世代間の公平、応益原則という4つ書かれているのですけれども、少し説明がちぐはぐになっているところがあるので、そこは修正すべきではないかと私は考えています。

具体的に修文案も考えてみたのですけれども、最初の外部不経済の内部化、これはピグー税の趣旨そのものですので、これ自体は問題ないのですけれども、外部不経済を内部化するための費用を誰かが負担するとか、そういう話はおかしいというか、外部不経済の内部化というのは価格インセンティブを与えるという話ですから、費用負担の問題とは関係ないのですね。だから、そこは切り離して、税制のグリーン化は外部不経済の内部化に寄与するというような言い方にしたほうがいいのではないかというのがそこでの

1つ目です。

その後、そこを切り離すと今度はどうなるかというと、内部化のための費用ではなくて環境保全にかかる費用は原因者が環境負荷に応じた負担を負うべきであるとする。これを汚染者にするか、原因者にするかというのは確かに微妙な問題ではあるので、私は、最後は諸富先生の御判断かなと思ってお任せしたいと思いますが、どっちにしても、汚染者負担の原則も実はいろいろ意味があったりするのですが、こういう文脈で使われるときは、基本的には環境保全にかかる費用を原因者が負担するという意味になりますので、そこを切り離すということです。

それから、世代間の公平はそれでいいのですけれども、最後の応益原則というのは、環境保全に要する財政需要を賄うための税負担をという話は、例えば森林環境税のように森林整備をした結果及ぶ便益というのが、別に水道利用者だけではなくて、地域の住民、何なら地球全体に及ぶのだという意味での均等割等で負担するときの正当化を得るような、そういうところで使われるのが応益原則で、あとは別途、自動車の文脈であれば、道路からの受益がある人に負担してもらうというガソリン税のようなものと外部不経済の内部化というのが同じ方向を向くという意味で一致するというのはあるのですが、この文章はおかしいので、「税制のグリーン化は」というところで始まった場合には応益原則を外すべきではないかなということで、内部化に寄与するという話と、最後の締め方は応益原則のところは全部外して、現在世代と将来世代の間の公平とも合致するという言い方で終わるのがいいのではないかというのがここの私からの修文案になりますが、いかがでしょうかというのが1点目です。

その後、66ページの下のところに細かく各税目の説明が出てきて、これはひょっとしたらほかの場所もそうかもしれないのですが総務省のウェブサイトにある地方税の説明をそのままリファーしていると思われる箇所が幾つかあって、特に取得税の環境性能割の話で環境インセンティブの最大化という話が出てきて、字面だけを読むと一体何のことかなというような感じがするところがあるのです。これは完全に総務省の地方税の説明のところから出てくる話だと思いますので、そういう場合はそれをリファーしているということを明記したほうがいいのではないか。総務省が行う地方税の説明というのは、関係者にとっては公共財みたいなものだからリファーなしで使っていいのだという考え方もひょっとしたらあるかもしれないのですけれども、総務省が言っている説明に我々答申を書く立場の人間がそのまま乗っかっているのが本当にそれでいいのかというところはありますので、乗っかったら乗っかったということを明記するのがいいのではないかというのが2点目になります。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、佐藤委員、お待たせしました。よろしくお願いします。

【佐藤委員】 ありがとうございます。できるだけ短く、3点ほどです。

まず、55ページ目に、一律給付とその後の事後調整の話を載せていただいてありがとうございます。 最近は、例えば休業協力金なんかもそうなのですけれども、本来であれば、過去の確定申告とあるのです。 さっきの税務情報の利活用と全く同じ話になるのですけれども、特に事業者あるいはフリーランスに対す る支援、自営業者に対する支援ということであれば、過去の確定申告の情報を使う、その所得に基づいて 給付金を決める、協力金を決めるということが本来あってしかるべきだし、もちろん税目的には法人番号 もありますので、実はどこに誰がいるかということはある程度分かっているはずなのです。もちろん法人 の中にも休業している法人もいますけれども、そういう税務情報を使って支援を行うという視点があって いいのかな。それは、タックス・コンプライアンスの向上にもつながるかなと思います。

それから、64ページの住宅の脱炭素化。方向感としては私も正しいと思うのですが、他方では、固定

資産税は新築であれば3年間は2分の1課税であるとか、住宅ローン減税もそうですけれども、いろいろなほかの優遇措置があるわけではないですか。住宅ローン減税は所得税ですけれども。めり張りという観点から見れば、既存の優遇措置を見直しつつ脱炭素化を進めていくということをやらないと、ただのばらまきになってしまうので、そこは何か措置が要るのかなという気がしました。

あと、74ページ目のところで、ロードプライシングといいますか、走行距離課税ですね。そこでいつも出てくるのは個人情報をどうするかというところでありますけれども、一方では、どこを走っているかが分かれば、GPSデータがあれば、例えば混雑情報を伝達するとか、道路サービスの向上にもつながります。小林先生が座長をされていたワーキンググループの報告にもあったと思いますけれども、ドイツなんかではたしか民間がやっているのですね。だから、行政にデータを取られるのが嫌なら民間企業を使うであるとか、やり方は幾つかあると思いますので、あまり後ろ向きにならないような環境ぶりがあってもいい。あるいは、例えば個人情報を守るためには民間企業にやらせるであるとか、あるいは道路サービスの利便性の向上と一体にするとか、もう少し書きぶりはあるのかなと思いました。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

では、吉村委員、よろしくお願いします。

【吉村委員】 一橋大学の吉村です。

事前説明をいただいた際に見落としていたのですけれども、60ページの「化石燃料に対する税負担のあり方」の3ポツ目で、今後の方向性として下流での課税の実現に向けた検討を進めるべきというのを理想論として出していたというところに今気づきました。実際、化石燃料等の消費者への提供時点で課税がきれいにできれば、そのとおりあり得るのかなと思うのですけれども、これは本当にやろうと思えば、流通段階の化石燃料の消費も商品販売時に乗っけるとか、そういったことも想定していらっしゃるのかなと。下流で課税を実現するというのが、理想的な姿としてもいまいちびんとこなかったなと思いました。

その後、流れとして、結局上流課税だよねというところで、別に上流課税が、最終的な提言ですのでそこは別に構わないのですけれども、最終的な下流課税というのはできるのかなというのが少し不思議だと思いました。

あと、環境税の使途です。62ページのところで「ドイツのように」と例が出されていて、社会保険料 負担の軽減に活用したというところでは、もし私の認識違いであれば特に構わないのですが、企業だけで はなくて労働者のほうも社会保険料負担の軽減の恩恵を受けていた。企業にとって雇用者側の負担が減っ たので拡大しやすくなったという面ももちろんあるのですけれども、文章をこれだけをすっと読むと、雇 用側だけが軽減されたように読めなくもないのかなというところが少し気になったので、これは私だけが そう読めているのだったら私の問題ですが、そこは両方とも軽減があったのかなと思います。

以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

最後の点だけですけれども、ドイツとイギリスが主として社会保険料の引下げをやっている国ですけれども、どっちかは企業だけで、どっちかは被雇用者側と雇用者側の両方の保険料を下げているはずなのです。ドイツがという点では分かりませんが、吉村先生のおっしゃるとおりで、被雇用者側のほうも下げているという事例もございます。ありがとうございます。

では、そろそろ時間になりましたので、皆様方、言いたいことは言っていただけましたでしょうか。時間がどうしても、答申全体をこの2時間でと意外に短いので、言い足りないところがもしあれば、事務局に事後的にメール等でお知らせいただければと思います。

では、最後に会長から、ぜひ総括的なコメントを一言いただけますでしょうか。

【池上会長】 池上です。

本日も大変活発な御議論をいただきありがとうございました。

答申の素案を示してどういう反応が得られるかということで、今回会議を開いたわけですが、基本的に この素案をより改善していこうという御発言が全体として多かったと思います。

出された論点、さすがに皆さん、考えておられることはそのとおりだという点がかなり多いと思います。 どこまでこれをより改善していけるかということについて、早急に諸富先生と私と事務局で検討させてい ただきます。

先ほどの森林環境税の点も、確かに前期にはそういう議論をやっておりました。今期は確かにテーマを 設定してやったというわけではないのですけれども、本日御発言がございましたので、前期にどういう議 論をしていたかを確認した上で、どういう形で言及できるのか考えさせていただきます。

それから、総会における議論をどういう形で反映するのかということであります。これまでもそうですが、基本的に小委員会でまとめた答申案を総会で議論するときに、もちろん部分的に、ここをこういうふうにしたほうがもっといいのではないかという改善をいただくことはございます。それによって文章を修正することは当然あります。ただし、小委員会でまとまった答申案に、それは違うとか、あるいはこれは削ってくれと言われて、それを削ったことは恐らくないと思います。

私はいつも総会で申し上げるのですが、ここは小委員会の成果を出すことを認めていただいた上で、皆さんが、都民の代表として都議会で、あるいはもちろん区長あるいは市長、町村長の方もいらっしゃるわけですから、それぞれの場でこの答申を自由に批判していだたきたいと申し上げています。そういう考え方で今回も総会に臨んでいきたいと思いますので、次回、答申案の小委員会としての確定に向けて、さらに御発言いただければ大変ありがたく存じます。

私からは以上です。

【諸富小委員長】 ありがとうございました。

本日は、答申案に対して委員の皆様からいただきました御意見を踏まえまして、事務局とも相談しながら答申案文の作成を進めてまいります。今、会長から言及があったとおりでございます。作成した案文は、次回第5回小委員会でお示ししますので、再度御意見をいただければと思います。

皆様、本日は御協力いただきまして、時間内に御発言いただきまして、本当にありがとうございました。 最後に、事務局から次回の日程等の説明をお願いいたします。

【三浦税制調査担当部長】 事務局から御連絡を申し上げます。

次回第5回小委員会につきましては、10月1日金曜日、午前10時からオンライン開催とさせていただきます。事務局等におきましては、都庁第2本庁舎31階21会議室を予定してございます。

答申案を御審議いただきますので、今回と同様に非公開とさせていただきます。

また、本日の議事録につきましては、後日改めてホームページに掲載される予定となっております。

なお、現在、事務局におきましては、令和3年度答申の概要をまとめたダイジェスト版を別途作成して おりまして、次の第5回小委員会にてお示しさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願いいたします。

【諸富小委員長】 それでは、本日の議事をこれで終了いたします。本日は、お忙しい中、御参集いただきましてありがとうございました。これをもちまして、第4回小委員会を閉会とさせていただきます。お疲れさまでございました。

— 了 —